

鵜住居川

1	漁業権番号	内共第12号（鵜住居川）							
2	漁場の区域	ア点とイ点を結ぶ線から上流の鵜住居川本流及びその支流の区域 ア点 釜石市片岸町第6地割鵜住居川左岸標柱 イ点 釜石市鵜住居町第18地割鵜住居川右岸標柱							
3	遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
			あゆ	友釣り どぶ釣り	鵜住居川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
				がら掛け	〃	10月1日から11月30日まで			
			やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
			さくらます	〃	〃	3月1日から5月31日まで			
			いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
			うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。								
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間					
		県道35号日ノ神橋下流端から下流の免許区域		9月1日から12月31日まで					
長内川長内橋下流端から下流の免許区域		〃							
(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長						
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下						
	さくらます		20センチメートル以下						
	いわな		13センチメートル以下						
	うぐい		10センチメートル以下						
4	遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 1,500	円 5,500	組合事務所及び指定販売所	
	やまめ さくらます いわな うぐい			餌釣り 擬餌釣り					
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学生生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学生生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,500円を加算した額とする。								
	遊漁券販売所	名称		電話番号		名称		電話番号	
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所		
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 TEL 019-623-8712		
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り					
		雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000			

5 遊漁に際し守
るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。
- (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。
- (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 遊漁者は、9月1日から12月31日までの期間、次に掲げる区域においては、川底をかくはんしないこと。
 - ア 県道35号日ノ神橋下流端から下流の免許区域
 - イ 長内川長内橋下流端から下流の免許区域